

はやぶさ

Hayabusa

Sagamihara
Corporation Association's
magazine

2019.5
相模原法人会広報誌

No. 219 隔月刊



INDEX

会活.....2

法人会を支えるひと.....3

株式会社ジュベール
鈴木崇之さん

ネイルサロン&スクール ジュジュ主宰
鈴木真由美さん

ハイライト.....4

31年度税制改正に関する
提言の実現事項

活動フラッシュ.....12

2019年2月~4月

相模原税務署からのお知らせ.....14

2019年度税務職員募集

2019年度国税庁経験者(国税調査官級)募集

はやぶさ太郎の見てある記.....16

ボンテ治療院

相模原法人会からのお知らせ.....18

相模原税務署内での県税・市税の
出張受付終了のお知らせ
新会員紹介(平成31年2月・3月)

読者プレゼント.....19

津久井せんべい人気3種アソート
提供元/津久井せんべい本舗

[表紙] 相模原の風景

『アオサギ』

北公園の菖蒲園に迷い込んで来た一匹のアオサギ。人目も気にせずせっせと獲物を探し回っています。どこから飛んできたのかなと周りの見物人も不思議がっていました。

撮影地/緑区北公園 撮影/松田廣司

かい かつ

～法人会の活動予定～

★印 ご案内・お申込書が同封されています。



- 4日(土) 相模の大凧まつり/新戸スポーツ公園
- 5日(日)
- 11日(土) 相模原市民若葉まつり/市役所通り ほか
- 12日(日)
- 15日(水)
- 16日(木) 生活習慣病健診/相模原市立産業会館
- 18日(土)
- 18日(土) 地域参加型事業城山地区おえかき大会/福島製鋼(株)敷地内
- 17日(金) 新設法人説明会/相模原法人会館
- 21日(火) 決算法人説明会/高相合同庁舎
- 決算法人説明会/相模原法人会館
- 28日(火) 青年部会事業報告会・懇親会/ホテルラポール千寿閣
- 決算法人説明会/相模湖交流センター
- 29日(水) 絵手紙作成教室/相模原法人会館 ★
- 31日(金) 法律相談/相模原法人会館 ★



- 2日(日) さがみ風っ子トレイルランニング/城山湖周辺
- 3日(月) 生活習慣病健診/ホテルラポール千寿閣
- 福利厚生制度推進連絡協議会/相模原法人会館
- 4日(火) 介護が必要になった時の対処法/相模原法人会館 ★
- 6日(木) 源泉所得税研修会(2019年度税制改正のあらまし)/相模原法人会館 ★
- 14日(金) 第7回通常総会/けやき会館
- 大野南支部 税務研修会/ホテルラポール千寿閣
- 21日(金) ハーバリウム作り教室/相模原法人会館 ★
- 24日(月) 大野南支部親睦バーベキュー/カルチャービル駐車場
- 25日(火) 県連 県連通常総会・功労者表彰式/横浜ベイホテル東急
- 決算法人説明会/相模原法人会館
- 27日(木) 税務相談/相模原法人会館 ★
- 30日(日) 大沢支部税務研修会/相模原市産業会館

法人会を支える

ひと

(上溝地区)



ジュエリーとネイル
それぞれの分野で
美を求めるお客様の願いに応えたい



株式会社ジュベール 代表取締役

たかゆき

鈴木崇之さん

株式会社ジュベールはジュエリー販売、修理、リフォームをメインに手がける会社です。

代表取締役の鈴木崇之さんは上溝出身。家業を継ぐ自覚から高校卒業後は渡米し、ニューハンプシャー州の大学で、宝石鑑定士の資格を得ます。

「卒業後も1年間大学に残り、先生のアシスタントとして働きました」熱心に学び続け、帰国後は「見聞を広めたい」と、都内のダイヤモンドメーカーに就職しました。

3年後、実家に戻り、美しさを求めるお客様の願いに応えたい一心で、鑑定以外にも彫金師、ジュエリーデザイナーとして、手先の器用さを武器にジュベールの仕事に日々専念します。

そんな中、仕事の傍ら参加した地域の奉仕クラブ(ローターアクト)で、真由美さんと出会いました。共に活動しながら愛を育み、卒業式の日、仲間全員の前でサプライズでプロポーズをしたそうです。

真由美さんは、現在、ジュベール店舗内の一角でネ

ネイルサロン&スクール ジュジュ主宰

まゆみ

鈴木真由美さん

ルサロン&スクール、ジュジュを主宰。夫婦それぞれの得意分野で、「美の追究」というテーマを共有しながら活躍されています。

今回の取材にあたり、「店の経営は二人三脚でやっているの、妻のことも紹介してほしい」と崇之さん。その一言に笑顔を向ける真由美さん。

仲睦まじいご夫妻お互いの魅力を伺うと、真由美さんは「優しくて誠実。毎日一緒にいても全然平気です!(笑)」。崇之さんは「明るくて楽しい」と、それぞれ自分の鑑定眼に自信たっぷりといったやりとりを披露してくれました。

「祖父の代より数えて創業82年です。これからは、時代の移り変わりに合わせて新しいことを常に取り入れ、お客様の困りごとを解決していきたいです」と今後の抱負を話す崇之さん。スタッフが持つ様々な技術を仕事に活用させようと、時計・iPhoneの修理、歯のセルフホワイトニング、広告デザインデータの作成・印刷なども手がけています。

平成31年度 税制改正法案可決、 法人会の改正要望実現へ

平成31年度税制改正法案である国税及び地方税関係の法案が、3月衆参両議院本会議で可決成立いたしました。

平成31年度税制改正では、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等が行われました。



法人会では、昨年9月に「平成31年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれました。

※平成31年5月1日以降の元号については、便宜上、「平成」と表記しています。

Chapter1

法人課税

(1) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

研究開発の質を向上させ、積極的な開発投資を促す観点から、メリハリをつけた見直しを行います。

① オープンイノベーション型の対象範囲の追加等

- ◎ 質の高い研究開発を一層促進する観点から、オープンイノベーション型の対象となる試験研究費の範囲を拡充するとともに、控除上限を10%に引き上げます。
- ◎ 研究開発型ベンチャーとの連携による研究開発力強化の観点から、研究開発型ベンチャーとの共同研究・委託研究の税額控除率を25%とします。
- ◎ 大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化します。

② 総額型の見直し

- ◎ 十分な収益が発生していない中でも果敢な研究開発投資を行う一定のベンチャー企業について、税額控除のメリットを十分に享受できるよう、控除上限を40%に引き上げます。
- ◎ 研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率を見直します。

③ 試験研究費の割合が高い企業への新たな特例措置

- ◎ 現行の高水準型について、売上に比して高い水準の研究開発を行っている企業に対する増加インセンティブにも配慮しつつ、制度の簡素化の観点も踏まえ、「試験研究費割合が10%超の場合の総額型の控除上限の上乗せ特例」と統合し、控除率を一定程度割増しする措置を加えた新たな特例に改組します。

(2) 中堅・中小企業による設備投資等の支援

① 中小企業者等の法人税率の特例及び中小企業投資促進税制等の延長等

法人会の提言

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。

実 現

◎商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、中小企業の戦略的な投資をしっかりと収益力向上に結び付けていくため、以下の要件を追加した上で、適用期限を2年延長します。

【追加要件】投資を含む経営改善により、「売上高又は営業利益が1年間で2%以上向上すること」との認定経営革新等支援機関等の確認を受けたもの

【租税特別措置法による軽減税率】

中小企業者等の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の税率を15%(本則:19%)とする制度。

【中小企業経営強化税制】

中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に即時償却又は7%の税額控除ができる制度。

【中小企業投資促進税制】

中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者等が、経営改善のために店舗改修などの設備投資を行った場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

② 地域未来投資促進税制の見直し

◎地域経済を牽引する事業について集中的に支援する観点から、特に高い付加価値を創出し、地域経済への高い波及効果が期待される取組について主務大臣の確認を受けた場合について、機械装置等の特別償却率を50%(現行40%)に、税額控除率を5%(現行4%)に、引き上げる等の見直しを行った上、適用期限を2年延長します。

③ 中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置

◎中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、サプライチェーンや地域の雇用等を支える中小企業者の事前対策の取組強化の観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画(仮称)に基づく防災・減災設備への投資について、特別償却ができる措置を講じます。

【事業継続力強化計画(仮称)の認定】

- ・主務大臣の定める中小企業者の事業継続力強化に関する「基本方針」に照らし適切なものであること
- ・事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること

【対象設備の例】

機械装置：自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置
 器具備品：データバックアップシステム、衛星電話、照明器具
 建物附属設備：貯水タンク、浄水装置、
 防火シャッター消火設備、排煙設備 など

【措置の内容】

対象設備	特別償却率
機械装置 器具備品 建物附属設備	20%

最低投資額 機 械 装 置：100万円
 器 具 備 品：30万円
 建 物 附 属 設 備：60万円

Chapter2

資産課税

(1) 個人事業者の事業承継税制の創設

新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設します。(現行の事業用の小規模宅地特例との選択適用)

※平成31年1月1日から平成40年(2028年)12月31日までの相続又は贈与について適用します(平成36年(2024年)3月31日までの間に承継計画を都道府県に提出した場合に限ります。)

【制度の概要】

◎事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産※について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予します。

※建物以外の減価償却資産は、固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの等

・事業用宅地の面積上限(400㎡)と事業用建物の床面積上限(800㎡)を設定

・法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付

◎相続時・生前贈与時いずれにも適用可能とします。

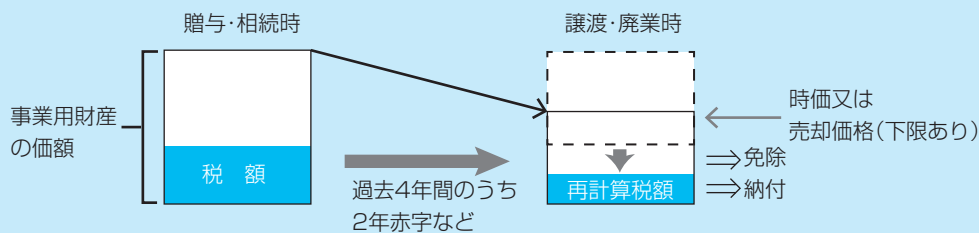
◎事業等の継続要件

・相続税の申告期限後、終身の事業・資産保有の継続要件を設けます。

・個人事業者の特性も考慮した緩和措置を設けます。

※後継者の死亡・一定の重度障害、一定の災害の場合は猶予税額を免除

※経営環境変化や心身の故障等により適用対象資産を譲渡又は廃業する場合、その時点の資産価額で猶予税額を再計算し、差額免除



※貸付事業(アパート、駐車場等)は、本措置の対象外とします。その他、法人の事業承継税制における資産管理会社要件を踏まえた要件設定等、所要の措置を講じます。

(2) 事業用の小規模宅地特例の見直し

相続前3年以内に事業の用に供された宅地については、本特例の対象から除外します。ただし、当該宅地に該当する場合であっても、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が、当該宅地の相続時の価額の15%以上であれば、本特例の適用対象とします。

(3) 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

教育資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定や用途の見直し等を行う一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限を2年延長します。

【見直し案】

- ◎受贈者の所得要件について
贈与時の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用できないこととします。
- ◎教育資金の範囲について
23歳以上の者の教育資金の範囲について、
 - ①学校等に支払われる費用
 - ②学校等に関連する費用(留学渡航費等)
 - ③学校等以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるもの
に限定することとします。
- ◎残高に対する贈与税の課税について
30歳到達時において、現に①学校等に在学し又は②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても、贈与税を課税しないこととします。その後、①又は②に該当する期間がなくなった年の年末に、その時点の残高に対して贈与税を課税することとします。(ただし、それ以前に40歳に達した場合には、その時点の残高に対して贈与税を課税することとします。)
- ◎贈与者死亡時の残高について
贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することとします。
 - ①23歳未満である場合
 - ②学校等に在学している場合
 - ③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(4) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について、贈与時の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用できないこととした上で、適用期限を2年延長します。

Chapter3 個人所得課税

住宅ローン控除の拡充

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅に関する税制上の支援策を講じます。

※平成31年(2019年)10月1日から平成32年(2020年)12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用します。

- ◎消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長(現行10年間⇒13年間)します。
- ◎11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定します。
具体的には、各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除します。
 - ①建物購入価格の $\frac{2}{3}\%$
 - ②住宅ローン年末残高の1%

⇒3年間で消費税増税分にあたる「建物購入価格の2%($\frac{2}{3}\% \times 3$ 年)」の範囲で減税を行います。

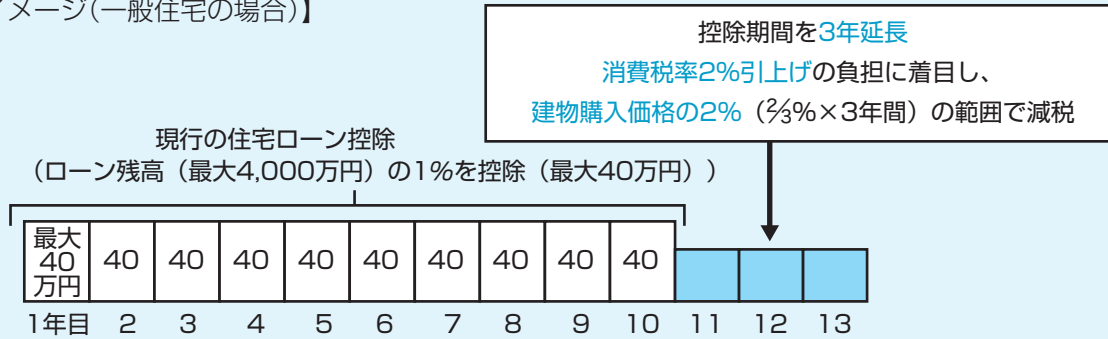
ただし、ローン残高が少ない場合は、現行制度通り住宅ローン年末残高に応じて減税します。

(注1)建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は一般住宅の場合4,000万円、認定住宅の場合5,000万円(現行制度と同水準)。

(注2)入居11~13年目についても、所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円))の範囲で個人住民税額から控除。なお、個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

(注3)入居1~10年目は現行制度どおり税額控除。

【拡充のイメージ(一般住宅の場合)】



(注)認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)。

(参考)森林環境税及び森林環境譲与税の創設

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税(平成36年度(2024年度)から年額1,000円)及び森林環境譲与税(平成31年度(2019年度)から譲与)を創設します。

(参考)ふるさと納税制度の見直し

法人会の提言

納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

実現

過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行います。

(参考)子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講じます(平成33年度(2021年度)分の個人住民税から適用)。

Chapter4

消費課税

(1)車体課税等の見直し

①自動車税の税率引下げ(恒久減税)

消費税率引上げ後に購入した新車から、小型自動車を中心に、自家用乗用車(登録車)に係る自動車税の税率を恒久的に引き下げます。

税率区分	～1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500cc超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲ 4,500円	▲ 4,000円	▲ 3,500円	▲ 1,500円	▲ 1,000円

(参考)環境性能割の税率の適用区分の見直し

環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車(登録車)に係る環境性能割の税率の適用区分を見直します。

(参考)グリーン化特例(軽課)の見直し

環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車(登録車及び軽自動車)に係るグリーン化特例(軽課)の適用対象を、電気自動車等に限定します。なお、消費税率引上げに配慮し、平成33年(2021年)4月1日以後に初回新規登録等を受けた自家用乗用車(登録車及び軽自動車)から適用します。

(参考)地方財源の補てん

自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分について、異例の措置として、以下の措置により全額国費で補てんします。

- ⇒ 自動車重量税のエコカー減税の見直し(③参照)
- ⇒ 自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ
- ⇒ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

②需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

消費税率引上げに伴う対応として、平成31年(2019年)10月1日から平成32年(2020年)9月30日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の税率を1%分軽減します。

③自動車重量税のエコカー減税の見直し

政策インセンティブ機能の強化の観点から、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化します。

(参考)自動車取得税のエコカー減税の見直し

環境インセンティブを強化する観点から、軽減割合等を見直しを行った上、平成31年(2019年)9月末まで延長します。

(2)外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し(臨時販売場制度の創設)

◎地域のイベント等における特産品等の外国人旅行者への販売機会を増やし、外国人旅行消費額のより一層の拡大等を図るため、既に輸出物品販売場の許可を受けた事業者が、

- ① あらかじめ、臨時販売場の設置について所轄税務署長の承認を受け、
- ② 出店の前日までに、臨時販売場を設置する具体的な場所、期間等を税務署長に届け出る

ことにより、その臨時販売場を免税店とみなし免税販売できることとする「臨時販売場制度」を創設します。

(注1)臨時販売場とは7月以内の期間を定めて設置される販売場をいいます。

(注2)平成31年(2019年)7月1日から適用されます。

2019年度

事業計画案及び予算案承認

平成31年3月26日の理事会において、当会の2019年度事業計画案及び予算案について審議し、満場一致で承認されました

2019年度においては、法令及び定款を遵守した活動及び法人会の基本指針に則った運営を基本方針とし、公益社団法人としての運営、会員の質的向上、組織の維持・強化、税務行政への協力等を重点事項としています。

また、予算に関しましては、経常費用のうち、公益目的事業費を64%の比率としています。

以下、2019年度事業計画抄及び予算抄を掲載します。尚、詳細につきましては、ホームページで情報公開しておりますのでご確認ください。

平成31年度事業計画

I 基本方針

公益社団法人として法令及び定款を遵守し、自立した存在として、経理的基礎及び技術的能力を有し、不特定多数の者の利益の増進に資するための事業が、安定的かつ継続的に適切に行われるよう自らガバナンスを図り、国民に対して事業運営の情報開示を行い、民による公益の増進に寄与する。

法人会の基本的指針に則り、定款に定める当会の目的を達成するために、公益目的事業及び会員の福利厚生や会員支援事業を積極的に実施し、よき経営者を目指すものの団体として、税務行政の円滑な運営に寄与し、さらに、県内外の単位会及び連合会、または、他の税務行政協力団体と連携を保ちつつ、組織の拡大強化、事業内容のより一層の充実を図る。

II 重点事項

1. 公益社団法人としての運営
2. 定款に定めた目的達成のための事業活動
 - (1) 公益目的事業の実施
 - (2) 会員の福利厚生や会員支援事業の実施
3. 会員の質的向上
4. 組織の維持・強化
5. 税務行政への協力
6. 税務行政協力団体との協調

III 主要事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業

- (1) 新設法人説明会 (公益目的事業1-1)
- (2) 決算法人説明会
- (3) 税務相談
- (4) 改正税法説明会
- (5) 広報誌発行による税情報や開催要領の公開
- (6) Webサイトによる税情報の発信

- (7) 源泉部会税務研修会
- (8) 女性部会及び青年部会税務研修会
- (9) 支部地区税務研修会

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

- (1) 租税教室の実施 (公益目的事業1-2)
- (2) 租税教育用「税金体操」の推進
- (3) 相模原市主催イベント等での租税教育用「紙芝居」実施
- (4) 相模原市主催イベントでの税金クイズ等
- (5) 地域イベント参加による税金クイズ等
- (6) 税に関する絵はがきコンクール

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (公益目的事業1-3)

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 税制改正要望アンケートの実施
- (4) 一般社団法人神奈川県法人会連合会税制セミナー
- (5) 税制改正要望書の関係機関への提出
- (6) 全国青年の集い
- (7) 全国女性フォーラム

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 労務相談 (公益目的事業2)
- (2) 法律相談
- (3) 経営研修会(本部・部会・支部)
- (4) 年末調整説明会
- (5) インターネットセミナー(セミナーオンデマンド運営管理)

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 会員大会講演会やシンポジウム (公益目的事業3)
- (2) 健康セミナー(部会・支部)
- (3) 絵手紙作成及び寄贈(女性部会)

- (4) タオル収集及び寄贈(女性部会)
- (5) 使用済み切手収集及び寄贈(女性部会)
- (6) チャリティイベント(本部・支部)
- (7) 地域イベントへ参加(支部)
- (8) 地域美化運動
- (9) 中学生職場体験支援事業
- (10) 一般社団法人神奈川県法学会連合会
森林再生事業
- (11) 防犯カメラ設置促進事業
- (12) その他会員及び一般に有益な事業(支部地区)

6. 会員の交流に資するための事業

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 理事、監事、委員会、支部、部会等交流会
- (3) 厚生親睦旅行
- (4) 支部・部会親睦交流事業
- (5) 支部会員交流会
- (6) 支部施設見学会
- (7) 他団体との交流会

7. 会員の福利厚生等に関する事業

- (1) 福利厚生制度普及促進
 - ① 経営者大型保障制度の普及促進
 - ② 経営保全プランの普及推進
 - ③ がん保険制度の普及推進
- (2) 福利厚生制度推進連絡協議会
- (3) 成人病検診
- (4) 葬儀・儀式サービス
- (5) 貸倒保障制度普及促進
- (6) 貸会議室の利用推進

8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 会の意思決定機関の総会及び理事会、各事業を具体化するための委員会及び部会、会活動の充実を図るための各支部及び地区での役員会等、さらに税務行政機関及び他団体との連絡協調のための会議等を実施。
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2019年度 正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

科目	公益目的事業	収益事業	会員交流事業	法人会計	合計
I. 一般正味財産増減の部					
i. 経常増減の部					
(i) 経常収益					
1. 特定資産運用益	0	4,848,000	0	15,000	4,863,000
2. 受取会費	19,497,226	0	9,426,793	8,995,981	37,920,000
3. 事業収益	1,308,250	1,000,000	0	0	2,308,250
4. 受取補助金	20,501,700	0	850,000	1,250,000	22,601,700
5. 受取負担金	0	0	0	300,000	300,000
6. 受取寄付金	570,000	0	0	0	570,000
7. 雑収益	900,000	0	0	95,300	995,300
経常収益計	42,777,176	5,848,000	10,276,793	10,656,281	69,558,250
(ii) 経常費用					
1. 事業費	44,859,116	3,141,220	10,574,213		58,574,549
2. 管理費				7,388,336	7,388,336
経常費用計	44,859,116	3,141,220	10,574,213	7,388,336	65,962,885
当期経常増減額	△ 2,081,940	2,706,780	△ 297,420	3,267,945	3,595,365
ii. 経常外増減の部					
(i) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(ii) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	1,745,000	△ 945,000	100,000	△ 900,000	0
税引前当期一般正味財産増減額					3,595,365
法人税、住民税及び事業税	0	400,000	0	0	400,000
当期一般正味財産増減額					3,195,365
一般正味財産期首残高					246,791,041
一般正味財産期末残高					249,986,406

研修会 2/17(日)

大沢支部



講師/Arkグループ 代表 マジシャンShuN
 場所/相模原市立産業会館

研修会 2/22(金)

大野中支部



テーマ/経済損失の無い身体を作る!!
 講師/美腸アドバイザー 岩崎恵子 氏
 場所/ヤママサ第一ビル5階 特設研修室

活動フラッシュ

2019年 2月▶4月

研修会 3/2(土)

中央南支部



講師/鈴木道士行政書士・社会保険労務士事務所 代表 鈴木 道士 氏
 場所/相模原法人会館

研修会 3/6(水)

大野北支部



演奏者/横浜バロック室内合奏団コンサートマスター小笠原 伸子 氏及びメンバー
 場所/相模原市立産業会館 4階 談話室

研修会 3/7(木)

源泉部会



内容/e-Tax実務研修会、書類の作成のしかた、ダイレクト納付
 講師/相模原税務署 源泉担当官 場所/相模原法人会館

研修会 3/20(水)

相模湖地区



内容/キャッシュレス決済 中小事業所の取組み方
 講師/山本国際コンサルタンツ代表 山本 正行 氏
 場所/相模湖交流センター

研修会 3/27(水)

橋本支部



税務研修会

テーマ/平成31年度税制改正と消費税の軽減税率制度について
講師/相模原税務署 担当官 場所/多摩信用金庫 橋本支店

研修会 4/12(金)

源泉部会



源泉所得税研修会

内容/給与所得の源泉徴収
講師/相模原税務署 源泉担当官 場所/相模原法人会館

親睦事業 4/3(水)

女性部会



平成30年度事業報告会・親睦会

内容/平成30年事業報告及び決算報告 平成31年事業計画及び予算
場所/相模原法人会館

社会貢献事業 2/16(土)

上溝支部



駅の花植え

内容/ J R相模線 原当麻駅の花植え

社会貢献事業 3/10(日)

大野中第二地区



さがみはらクリーン大作戦

内容/古淵周辺地域のゴミ拾い

社会貢献事業 3/19(火)

中央北支部



地域美化運動の実施

内容/地域のゴミ拾い

社会貢献事業 3/30(土)

大野南支部



おださが桜まつり

内容/射的等の実施や、税に関する資料の配布
会場/松ヶ枝公園

社会貢献事業 4/6(土)・7(日)

津久井地区



津久井桜まつり

内容/津久井湖さくらまつりにて、桜の木の植樹を行った。
津久井湖観光協会 吉野会長(写真左)らと相模原法人会 新倉会長(写真右)
会場/津久井湖観光センター

2019年度 税務職員募集

Pride of the Specialist

～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、
我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ **受験資格**
- 1 2019年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び2020年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ **申込手続**
- 1 **申込方法**
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
 - 2 **受付期間**
2019年6月17日(月) 9時～2019年6月26日(水) [受信有効]
 - 3 **受験案内交付期間**
2019年5月7日(火)～2019年6月26日(水)
9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
 - 4 **受験案内交付場所**
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>]
- ◇ **試験日**
- 第1次試験** 2019年9月1日(日)
- 第2次試験** 2019年10月9日(水)～2019年10月18日(金)のうち
指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に相模原税務署総務課(TEL 042-756-8211 内線411)までお尋ねください。

2019年度 国税庁経験者(国税調査官級)募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局(国税事務所)管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

◇ **試験概要** 2019年度の試験概要については、2019年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

◇ **問合せ先** 東京国税局総務部人事第二課試験係 (TEL 03-3542-2111 内線2163)

【参考：昨年度の実施状況】

◇ 最終合格者数(全国)：249名

◇ 受験資格 2018年4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◇ **試験日程**

(1) 受験申込受付期間	8月中旬
(2) 試験実施期間	9月から12月まで
(3) 最終合格発表	12月下旬

◇ **求める人材**

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- (3) 大学卒業後、民間企業、官公庁等において正社員・正職員として従事した職務経験が2018年7月1日現在で通算8年以上となる者であって、これらの職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (4) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
- (5) 特に次のいずれかの職務経験等を有する者
 - ・公租公課に関する職務
 - ・財務・経理に関する職務
 - ・税理士・公認会計士等の業務の補助に関する職務
 - ・資金の貸付けや運用に関する職務
 - ・経営分析などの経営管理に関する職務
 - ・情報処理、データ利活用、電子商取引など情報システム(ICT)を活用する職務
 - ・海外企業との折衝及び外国語の知識を必要とする職務
 - ・営業等、対人折衝を必要とする職務



小林弘幸(にはやし ひろゆき)さん
代表。飲食店でのアルバイトから社員へ、その後、自分の店を持つも家族の闘病がきっかけで高齢者の介護に関心を持つ。得意のコミュニケーション力を発揮し、3年前、利用者と施術者を繋ぐ訪問マッサージ事業を始める。趣味は筋トレ。愛猫家。47歳。



ポンテ治療院

保険が使える医療マッサージ 求める人に繋ぎたい



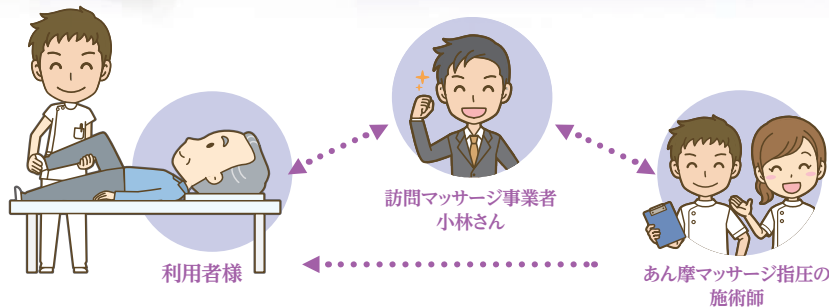
太 ポンテ治療院は相模原駅から直線距離16km圏内で、訪問医療マッサージを行っています。同院の代表で、利用者さんと、あん摩マッサージ指圧師を繋ぐコーディネーターの小林弘幸さんを訪ねました。

小 家族が癌を患い、看病と介護を2年半余り体験しました。介護はする方もされる方も大変です。その負担を少しでも軽減できたら…との思いからこの仕事を始めました。

太 ご自身も体験したからこそ、看病や介護に関わる人たちの胸の内がわかるのですね。おもしろい院名ですね。

小 スタッフによる命名です。ポンテはponte。イタリア語で“橋”です。人と人を笑顔で繋ぐ架け橋になりたいという想いからです。相互のコミュニケーションを大切に、利用者さんの身体の不調、心のストレス軽減のお手伝いできればと思っています。

太 訪問医療マッサージとは、どのよう



なものですか？

小 ご自身で通院できない方を対象に、国家資格のある施術師がご自宅や施設に伺い、症状に合わせてマッサージやリハビリ治療を行います。

太 1回あたりの時間と料金は、どのくらいですか？

小 1回30分程度です。医療保険が使えますが、訪問距離や部位の数によって異なります。国が定めた一律料金で、自己負担1割の方なら264円～440円です。医療保険を使うから介護

保険枠にも影響せず、他のケアプランを圧迫しません。

太 実際に利用するにはどうすれば良いのでしょうか？

小 まず電話やFAX、メールでお問い合わせください。担当者がご自宅に伺い、詳しくご説明します。かかりつけ医から同意書を頂くのですが、用紙は当院で用意します。その後、ご利用開始となります。費用は後日、私が集金に伺います。無料体験もできるので、安心して始められます。



太 このお仕事で日々の心がけや大切にしていることは何ですか？

小 この仕事は、利用者さんに寄り添う身近なサービス業です。回数を重ね、数ヶ月後「先生を紹介してもら前より大分良くなってる」と言われることを目標にしているので、利用者さんとお互いの気持ちを繋げていなければ！というのが、私の持論です。私自身はなんの資格が無いので利用者さんの体には触れられません。集金や初回の立ち会いで何う時のコミュニケーションをとっても大切にしています。訪問日はお洒落な服装に変えたり、お化粧なさる方、帰ろうとするとお茶を入れ替え引き留めのご家族もいらっしゃいます。

太 利用者さんが訪問を喜ぶことが小林さんもうれしそうです。

小 互いに気持ちが明るく前向きになることはいいことです。心のストレス軽減に役立ってることを願います。

施術師の方は何人いらっしゃるのですか？

小 現在5人です。もちろん全員資格を持ち、それぞれに性格ややり方が異なります。シフトの多さを指摘する施術師には、「先生が悪いんですよ(笑)、腕が良すぎるからリクエスト多くて…」などと話したりしながら調整しています。

太 小林さんがいらっしゃることで、施術師も利用者さんも気持ち良く、訪問医療マッサージを施したり受けたりできますね。

小 利用者さんのご希望によって施術師の交代も可能なことを伝えると、「何言ってんの!すごい先生なんだからそんなこと言っちゃダメよ!」って、叱られることもあります。

太 相手が本音を言えるようにいいコミュニケーションをとっていらっしゃるのですね。利用者さんの役に立てた印象に残る思い出はありますか？

小 脳梗塞の後遺症で座位を保てな

相模原市中央区相模原5-4-4-504
TEL.042-814-7918 FAX.042-757-3250
月～金 10時～18時
ホームページ<http://pon-te.com>



い読書好きの方がいらっしゃいました。集中的にリハビリに入らせて頂いて3ヶ月後には「小林くん、いい先生を紹介してもらえたおかげで座って本が読めるようになったよ」って言葉をいただいた時、本当に嬉しかったです。

太 利用者さんのために懸命なのですね、周りへ伝えたい思いはありますか？

小 好きな仕事を好きにだけさせてくれる妻、私の思いを具現化して下さる施術師たち、幅広い人脈で会社を動かしてくれるスタッフあっての自分です。心から感謝しています。自分は利用者さんと施術師との橋渡し役であり、一人だけでは何もできません。

太 将来の夢や抱負はありますか？

小 今後、超高齢化がいつそう進んでいきます。対高齢者という形で、何か、今の社会に不足しているものを作れたらなあと思います。

太 そのために何か具体的な計画はありますか？

小 たとえば24時間体制のデイサービスなど、一部では行われていますが、まだまだ足りていません。そのような分野に、個人だから小回りがきく、そんな利点を活かせる方法があるのではと模索しています。

太 貴重なお話をありがとうございました。最後に伝えたいことなどありますか？

小 治療を望まれる方が多くいらっしゃいます。より多くの方に安心していただくために、あん摩マッサージ指圧師の資格をお持ちの方、是非ご一報ください。



* 相模原法人会からのお知らせ *

相模原税務署内での 県税・市税の出張受付終了のお知らせ

神奈川県相模原県税事務所
相模原市役所市民税課

日頃から、税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。
相模原税務署内での、法人県民税・法人事業税・法人市民税等の申告出張受付につきましては、
利用者の減少などにより、2019年12月2日(月)をもって、終了させていただきます。
終了日翌日以降はつぎの事務所等へ、
直接ご持参いただく又は郵便、eLTAXを利用してご提出ください。

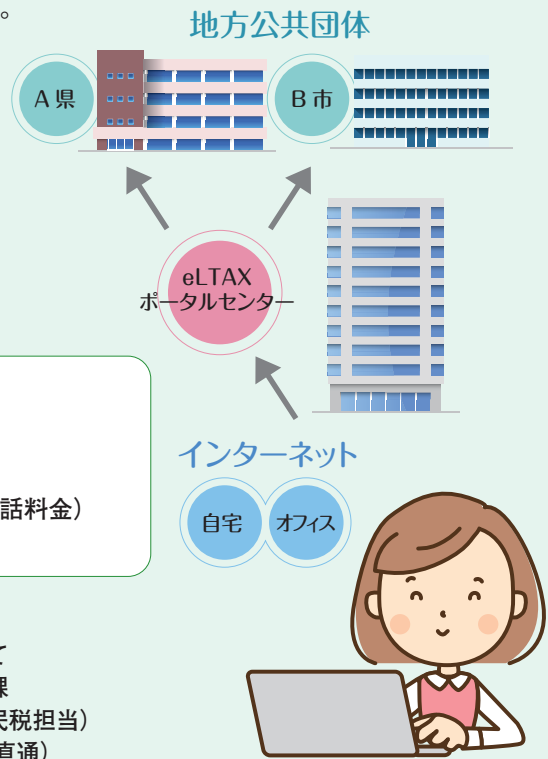
- **法人県民税・法人事業税の申告書等(県税について)**
〒252-0381 相模原市南区相模大野6-3-1
神奈川県相模原県税事務所
- **法人市民税申告書等(市税について)**
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市役所市民税課
- **eLTAXの利用について**

eLTAXのホームページ URL <http://www.eltax.jp/>
eLTAXヘルプデスク
 電話番号 0570-081459(ハイシンコク) 全国一律市内通話料金
 (上記電話番号につながらない場合:03-5500-7010通常通話料金)
 平日 9時~17時(土・日・祝日、年末年始12/29~1/3を除く)

● **問合せ先**

法人県民税・法人事業税について
神奈川県相模原県税事務所
事業税課事業税第二班
TEL.042-745-1111 (代表)

法人市民税等について
相模原市役所市民税課
諸税証明班 (法人市民税担当)
TEL.042-769-8297 (直通)



新会員紹介					平成31年2月・3月
法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等	
有限会社 ラポート企画	広告代理業	佐藤 匠	相模原市中央区矢部3-21-15	相模原矢部	
ユーエスディ 株式会社	製造業	小島 秀作	相模原市中央区矢部1-3-14大河原ビルF	相模原矢部	
横浜銀行 相模原駅前支店	銀行業	若林 浩之	相模原市中央区相模原2-1-1	相模原矢部	
株式会社 多田エンタープライズ	電気工事業	上野 栄介	相模原市南区旭町8-26	大野南	
相模カラーフォーム工業 株式会社	工業用化成品加工、販売	甲斐 全吉	相模原市中央区上溝甲2号292-1	上溝	
株式会社 一心工業	建築業、建設業	菊地原 共幸	相模原市緑区青山2501-24	津久井	
米山智則税理士事務所	税理士業	米山 智則	相模原市緑区橋本1-2-17-101	賛助会員	
小谷健吾税理士事務所	税理士業	小谷 健吾	相模原市緑区西橋本2-24-8	賛助会員	
高木英樹税理士事務所	税理士業	高木 英樹	相模原市中央区相模原4-5-9	賛助会員	
在宅マッサージ マーズ	訪問マッサージ	須田 和馬	相模原市中央区矢部2-20-15	賛助会員	
デジタルサービスコンドウ	出張パソコン教室、HP制作作業、デジタル遺産整理	近藤 大助	相模原市中央区星が丘1-18-9	賛助会員	

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室をご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
 - ◎会員会社でのご利用……………会員料金
 - ◎会員以外の方のご利用……………一般料金
- ※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

《発行内容》

部数：3,500部
発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

料金：30,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡ください。

今すぐハガキかFAXで!



神奈川県指定銘菓
相模原市観光協会推奨品

人気3種アソート

10名様にプレゼント!

応募締切り令和元年5月31日(金)



本店/相模原市緑区太井 121
津久井街道沿い TEL.042-784-4556



ミウイ橋本店 (1階)



本店の所在地は
こちらのQRコード
から!



読者
プレゼント

- 内容
- ・甘辛せんべい
 - ・ブランデーせんべい
 - ・ちち辛子せんべい

右記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局までFaxまたはハガキでお申込みください。

提供元/ (有)津久井せんべい本舗

- ①希望商品名:「津久井せんべい人気3種アソート」
- ②郵便番号 ③ご住所 ④法人名
- ⑤お名前 ⑥電話番号
- ⑦「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

◎全員プレゼント 本店限定!!
本誌を持参の方

詰め合わせギフト10%OFF
※令和元年6月末まで1回限り

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、タオル等のご寄付、広告の同封、本誌に関するお問合せやご感想はこちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>

青年部会員募集

Member recruitment

お待ちしております!



◎入会資格

相模原法人会正会員又は賛助会員の方で50歳以下の経営者、またはそれに準ずる方



研修会



新年会での税金クイズ



上溝南小学校租税教室

◎お問い合わせ・お申込み 公益社団法人相模原法人会事務局 TEL 042-755-3027

新しい仲間たち

①会社名 ②業種 ③支部 ④座右の銘 ⑤ひとことPR



さとう たくみ
佐藤 匠

- ①有限会社ラポート企画
- ②広告代理業(求人・印刷・web制作)
- ③相模原矢部地区
- ④何事も経験
- ⑤求人広告発行・印刷・web制作事業を相模原にて展開しております。
なにかお困り事があれば、お気軽にご相談下さい!
常に何事も学んでいく姿勢を大切に、頑張っておりますのでどうぞ宜しくお願いします。



ひろかわ ともり
廣川 知典

- ①株式会社ライフエクト
- ②スマートフォン修理業
- ③大野南支部
- ④世の人は我を何とも言わば言え
我が成す事は我のみぞ知る
- ⑤スマホが壊れて困った時に頼れる修理店として相模原を中心にスマホ修理のモバイルスグループを運営しております。
即日修理で法人向けサービスもご提供いたします。
是非、スマートフォンでお困りの際はご相談ください。



きくちはら ともき
菊地原 共幸

- ①株式会社一心工業
- ②建築・建設業
- ③津久井地区
- ④異体同心
- ⑤相模原市緑区青山で外装工及び塗装工を営んでおります。メインは住宅の外壁工事業になります。
今後相模原地域の方と色々な意見や情報を交換させて頂きながら成長していければと考えております。
皆様とともに一生懸命に活動してまいりたいと思っておりますので何卒、よろしくお願い致します。



うえはら たけお
上原 岳夫

- ①大同生命保険株式会社 相模原営業所
- ②保険業
- ③中央南支部
- ④花よりも花を咲かせる土となれ
- ⑤ご当地相模原から微妙な距離の、埼玉県朝霞市出身です。初の単身赴任を経験しております。
家族と過ごす時間が減った分を、相模原のためにまた皆さまのお役に立てるよう微力ながら精進して参ります!



かみや さやか
神谷 清香

- ①株式会社ラ・サーヤ
- ②不動産業
- ③大野南支部
- ④信じていれば夢は叶う
- ⑤相模大野駅前の不動産屋で働いております。人との出会いを大切に、様々な事を学び、経験していきたいと思っています。よろしくお願いたします。



うへだ けんた
植田 健太

- ①koCaro健康経営株式会社
- ②臨床心理士・特定社会保険労務士・公認心理師
- ③賛助会員
- ④失敗はあきらめるとき、やり方は100万通り
- ⑤「頑張る人がより頑張れる会社づくり」をモットーに、お隣町田で臨床心理士・社労士事務所を営んでおります。会社の法的な問題、ココロの問題、どんなことでもご相談ください。御社、そして相模原を元気にするお手伝いをさせていただきます! よろしくお願いたします。